

**三芳町立三芳中学校  
いじめ防止基本方針**



平成29年3月  
三芳町立三芳中学校

## 目次

はじめに	
第1 三芳中学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	
（3）本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画	
2 保護者の役割	
3 生徒の役割	
4 重大事態への対処	
（1）重大事態への対処の流れ	
（2）三芳町教育委員会又は本校による調査	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	

## はじめに

本校では、目指す学校像を「夢や目標をはぐくみ、その実現に向け支援する学校」とし、生徒の健全な育成に向け家庭地域と連携しながら日々の教育活動に邁進している。また、「さわやかなあいさつ」「しっかりとした返事」「きれいな学校」を本校の誇りとし、「学力の向上」と「豊かな心の育成」を最重要課題として取り組んでいる。

また、いじめ防止の観点から、体験学習等の積極的な生徒指導に取り組むとともに思いやりや弱者へのいたわりなど道徳教育の充実にも力を注いでいる。

いじめを防止するためには、「いじめは絶対に許さない」という強い信念と、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るといふこと、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るといふ認識のもと、三芳中学校の全教職員が一致団結し、組織的にいじめの早期発見・早期対応に努めなければならない。

三芳町立三芳中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「三芳中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 三芳中学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

三芳中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、三芳中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「三芳中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

##### ① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

##### ② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

##### ③ 開催

・学期に1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

#### (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

##### ① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

##### (ア) 教員の資質向上のための取組

○校内研修において年1回ソーシャルスキルの研修会を実施する。

○年度当初に、生徒理解のための研修会を実施する。

(イ) いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

○毎月1日を、自己肯定感を育てる日（道徳の日）として位置づけ「彩の国道徳」や心のノートを活用して心と心の連携を図る。

○11月を「いじめ撲滅強化月間」として、生徒会（児童会）主催のいじめ撲滅集会を実施する。

○人権感覚育成プログラムを活用した授業を年3回実施する。

○総合的な学習の時間を活用して、体験活動を実施する。

(ウ) 保護者同士のネットワークづくり

○PTAにおいて朝のあいさつ運動を7月、9月、10月に行う。

○「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

○特別活動の時間を活用して、ネット問題について年1回生徒向け講演会を実施する。

○生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、生徒向け講演会に保護者も参加してもらう。

② 早期発見

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

○ケアウオーク週間を毎月1回設け、全職員で授業観察を行う。

○「学校生活に関するアンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

○保護者との家庭訪問（6月）、三者面談（11月）に実施する。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

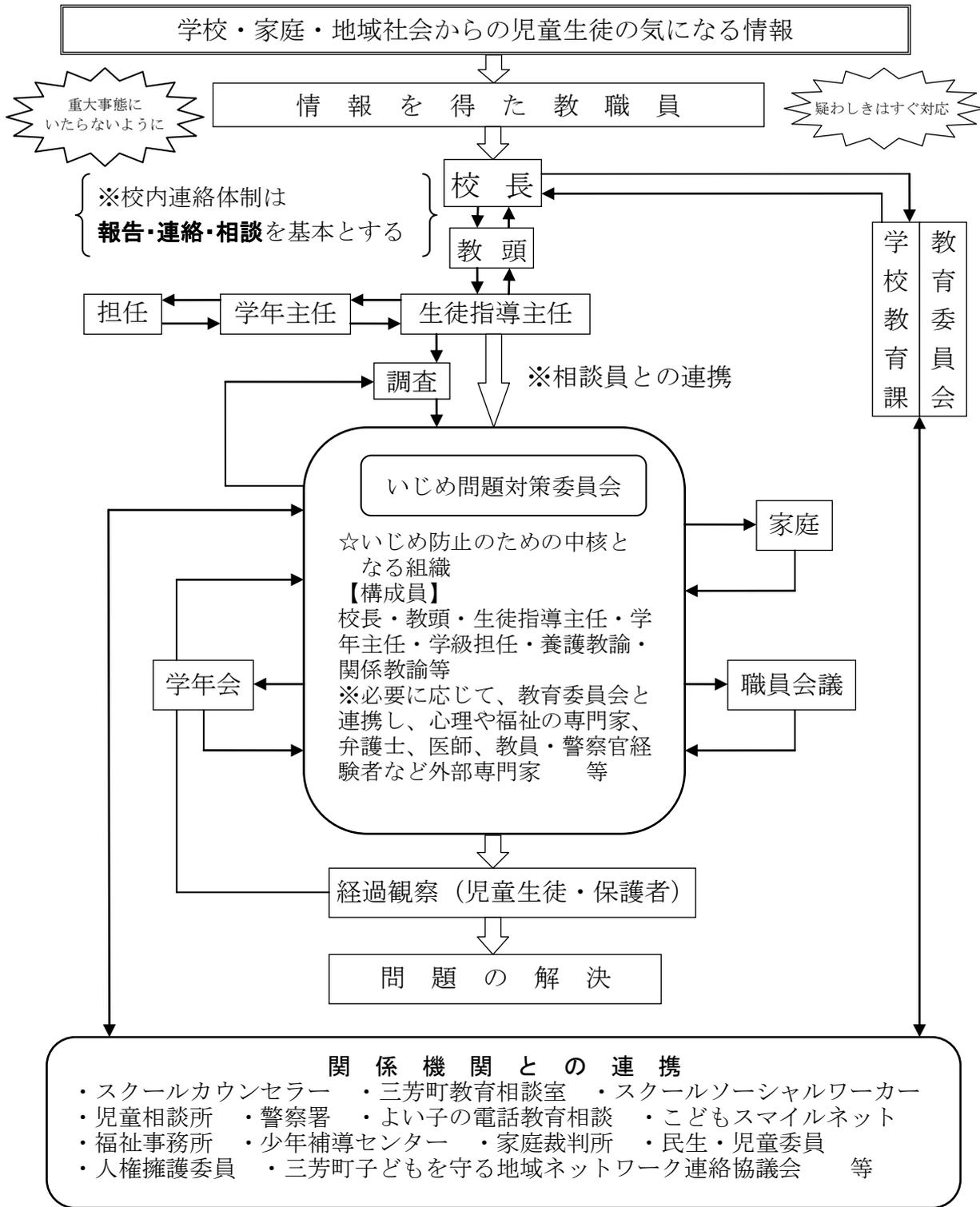
(キ) 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

(ク) いじめの情報を得た場合には、三芳中学校いじめ対応マニュアルのように対応する。

# 三芳中学校いじめ対応マニュアル(全体図)

各学校で作成したマニュアルを元に明記する。



### (3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

	第1学年					
	道徳	特別活動	教育相談	調査	職員研修	その他
4月		新入生歓迎会		学校生活アンケート	配慮を要する生徒の 情報交換	いじめ問題対策委員会
5月	彩の国の道徳 仮入部		二者相談	学校生活アンケート		
6月		生徒総会 いじめ撲滅宣言	家庭訪問	いじめアンケート		
7月		あいさつ運動		学校生活アンケート		
8月					1学期の評価と改善	
9月		あいさつ運動		学校生活アンケート		いじめ問題対策委員会
10月	彩の国の道徳 父の一言	あいさつ運動	二者相談	いじめアンケート		
11月		いじめ撲滅宣言 ロールプレイ	三者面談	学校生活アンケート		いじめ防止強化月間
12月				学校生活アンケート	2学期の評価と改善	学校評議員会
1月				学校生活アンケート		
2月	彩の国の道徳 嘆きを感謝に		二者相談	いじめアンケート		
3月				学校生活アンケート	3学期の評価と改善	学校評議員会 いじめ問題対策委員会
	第2学年					
	道徳	特別活動	教育相談	調査	職員研修	その他
4月		新入生歓迎会		学校生活アンケート	配慮を要する生徒の 情報交換	いじめ問題対策委員会
5月			二者相談	学校生活アンケート		
6月		生徒総会 いじめ撲滅宣言	家庭訪問	いじめアンケート		
7月	彩の国の道徳 ぼくの職場体験	あいさつ運動		学校生活アンケート		
8月					1学期の評価と改善	
9月		あいさつ運動		学校生活アンケート		いじめ問題対策委員会
10月	彩の国の道徳 フェンス越しに	あいさつ運動	二者相談	いじめアンケート		
11月		いじめ撲滅宣言 ロールプレイ	三者面談	学校生活アンケート		いじめ防止強化月間
12月				学校生活アンケート	2学期の評価と改善	学校評議員会
1月				学校生活アンケート		
2月	彩の国の道徳 命のたすき		二者相談	いじめアンケート		
3月				学校生活アンケート	3学期の評価と改善	学校評議員会 いじめ問題対策委員会

	第3学年					
	道徳	特別活動	教育相談	調査	職員研修	その他
4月		新入生歓迎会		学校生活アンケート	配慮を要する生徒の 情報交換	いじめ問題対策委員会
5月	彩の国の道徳 きらめけほくだけの音色		二者相談	学校生活アンケート		
6月		生徒総会 いじめ撲滅宣言	家庭訪問	いじめアンケート		
7月		あいさつ運動		学校生活アンケート		
8月					1学期の評価と改善	
9月		あいさつ運動		学校生活アンケート		いじめ問題対策委員会
10月	彩の国の道徳 メリーウインドウセレ クション	あいさつ運動	二者相談	いじめアンケート		
11月		いじめ撲滅宣言 ロールプレイ	三者面談	学校生活アンケート		いじめ防止強化月間
12月	彩の国の道徳 入試の朝		三者面談	学校生活アンケート	2学期の評価と改善	学校評議員会
1月				学校生活アンケート		
2月				いじめアンケート		
3月				学校生活アンケート	3学期の評価と改善	学校評議員会 いじめ問題対策委員会

## 2 保護者の役割

### (1) 規範意識の醸成

子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許されな  
い行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

### (2) いじめからの保護

日頃から子どもの変化に目を配り、子どもが被害を受けたときは、適切に保護する。

### (3) 町や学校等が行ういじめ防止等の取組への協力

学校と家庭の連絡、相談を密にし、町や学校などが行う、いじめ防止等の取組に協力  
する。

## 3 生徒の役割

### (1) いじめの禁止

いじめは、絶対に行わないことはもちろんのこと、いじめを発見したら、勇気をもっ  
て、そのことをまわりの大人に知らせるとともに、止めるよう努める。

### (2) 望ましい人間関係の構築

自分自身や友達を大切にするとともに、互いの違いを認め、思いやり及び支え合える  
人間関係づくりに努める。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 三芳町教育委員会又は本校による調査

###### ① 重大事態の発生と調査

###### (ア) 重大事態の意味について

###### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

###### イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

###### ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

###### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

###### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

###### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方について

では、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、

その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒（生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り

方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

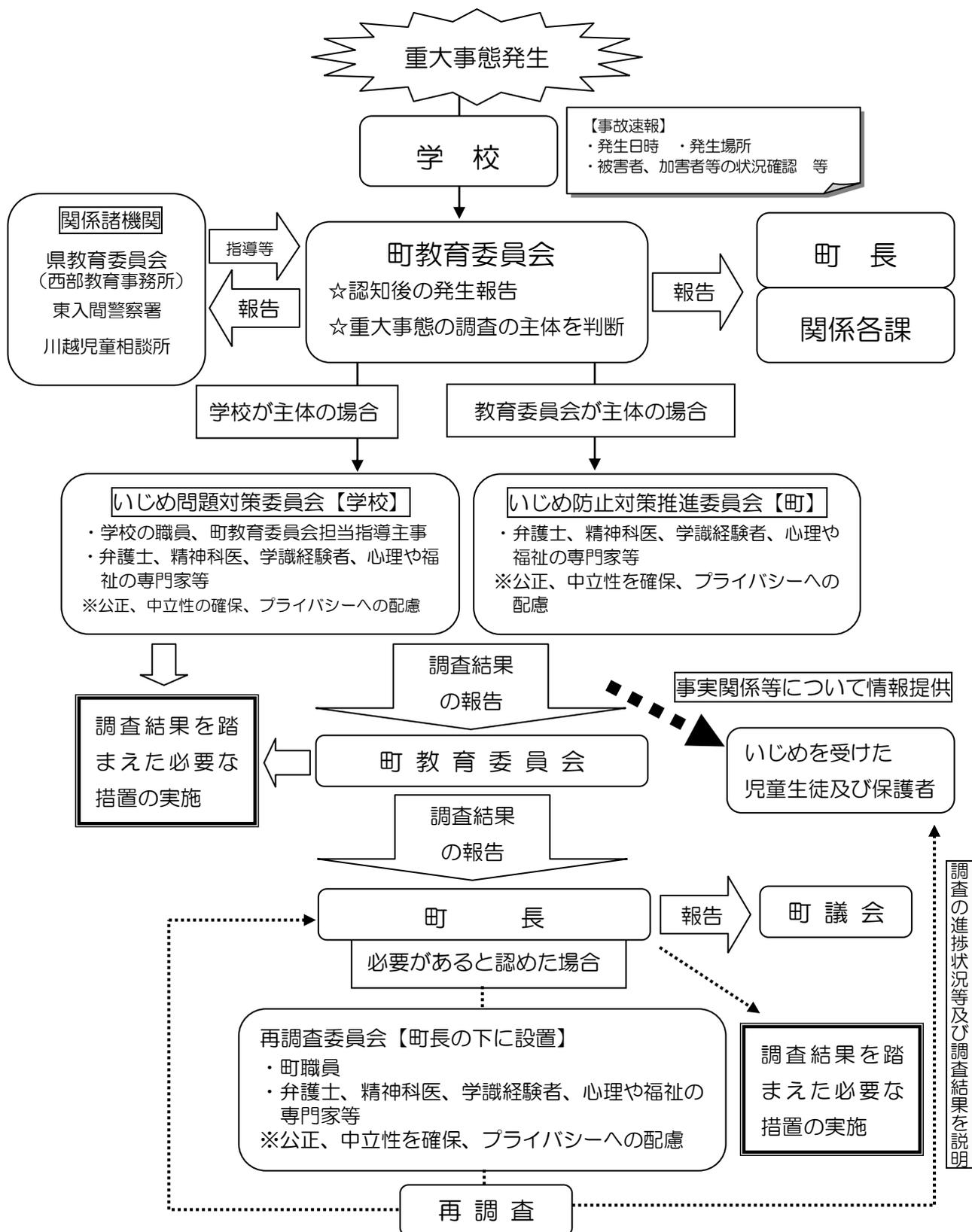
また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

# 重大事態への対処の流れ



### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、三芳中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、三芳中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### <参考> 学校基本方針作成上の視点

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、10号、11号、12号、生徒指導支援資料4）や「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を参考とする。
- 2 学校基本方針の内容を生徒指導全体計画や生徒指導のグランドデザイン、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。
- 3 いじめの未然防止には、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。  
わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。  
また、生徒が互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。